



報道発表資料

報道関係者各位

令和7年10月1日（水）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 門脇 英子

賃金係 高橋 里歩

電話 023 - 624 - 8224

山形県最低賃金を引上げ —12月23日（火）から効力が発生—

山形労働局長（局長：島田博和^{しまだひろかず}）は、山形県最低賃金の改正について、本年9月3日山形地方最低賃金審議会（会長：本間佳子^{ほんまよしこ}）の答申を受けて改正に伴う諸手続きを行い、本日10月1日の官報に公示しました。

これにより、本年12月23日から、山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に、改正後の山形県最低賃金、時間額1,032円が適用されます。

今後、山形労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知していくとともに、中小企業・小規模事業者への賃金引上げの支援施策を推進していきます。

また、山形県最低賃金を上回る額で設定される特定（産業別）最低賃金（※）は、本年12月23日以降、山形県最低賃金、時間額1,032円が適用されることになります。

【※】山形県の特定（産業別）最低賃金は、以下のとおりです。（①～③の特定（産業別）最低賃金は今後、山形地方最低賃金審議会にて審議する予定です。④の特定（産業別）最低賃金については、今年度改正決定となりませんでしたのでご注意ください。）

- ① 「ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金」：現行1,012円
- ② 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」：現行996円
- ③ 「自動車・同附属品製造業最低賃金」：現行1,012円
- ④ 「自動車整備業最低賃金（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）」：現行1,017円